

誓約書

アシストスーツの借用を受けるにあたり、下記の貸出条件を遵守することを誓約します。

□貸出条件

(1) 借用対象者

- ・アシストスーツの借用者は、下記に定めるいずれかに該当するものとする。
 - ア 弘前市内に住所を有するりんご生産者
 - イ 弘前市内に所在する、りんご生産者で組織する団体
 - ウ 弘前市内に本店又は支店を有する農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農業協同組合
 - エ 市内に本社又は主たる事業所を有する農産物流通事業者（卸売市場、移出業者等）

(2) 利用範囲

- ・借用者は、借用するアシストスーツについて、りんご生産や出荷作業現場での活用可能性や最適な利用方法の検証を目的として、使用することとする。

(3) 管理

- ・借用者は、アシストスーツの管理責任者を定めて、管理・保管させるものとする。

(4) 亡失、毀損又は故障による費用負担

- ・借用者の責任により、アシストスーツが亡失した場合、借用者は借用したアシストスーツと同等品を返却するか、時価相当額を支払うものとする。
- ・借用者の通常の使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、市の負担とし、使用方法及び取り扱いの不備など、借用者の責に帰する通常外使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、借用者の負担とする。

(5) 事故による費用負担

- ・借用者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、借用者が必要な賠償金を負担するものとする。
- ・借用者によるアシストスーツの使用及び保管に起因し、借用者自身に対し人的損害及び借用者が所有、使用又は管理する財物に対し物的損害が発生した場合、借用者が必要な費用を負担するものとする。

(6) 禁止事項

- ・利用範囲以外での使用
- ・借用者の監督下にない者への転貸
- ・アシストスーツの改造等
- ・重大な事故を引き起こす恐れのある危険な使用
- ・その他、りんご課長が不適切と判断した行為

(7) 市への協力について

- ・借用者は、必要に応じて、市りんご課からのヒアリングに協力するものとする。

(8) 貸出期間と貸出回数

- ・貸出期間は原則2週間以内とし、貸出を受けることができるのは原則各機種1回とする。

令和　　年　　月　　日

住所 _____

氏名 _____